

FAX送付案内

平成29年1月5日

A4 2枚(本状含む)

関係各位



鹿児島県農政部畜産課 家畜衛生係

鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL:099-286-3226 FAX:099-286-5599
eikan@pref.kagoshima.lg.jp

北海道、岩手県、福島県、茨城県、新潟県、愛知県及び長崎県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性について

平素よりお世話になっております。

北海道、岩手県、福島県、茨城県、新潟県、愛知県及び長崎県の死亡野鳥等における高病原性鳥インフルエンザ確定検査陽性について、環境省が発表しましたのでお知らせします。

【北海道における検出状況】

- ・オナガガモ 1羽 (12/20: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) を検出

【岩手県における検出状況】

- ・オオハクチョウ 7羽 (12/17: 1羽回収, 12/18: 1羽回収, 12/20: 1羽回収, 12/21: 1羽回収, 12/22: 2羽回収, 12/25: 1羽回収)
- ・コハクチョウ 2羽 (12/22: 2羽回収)
- ・オオバン 1羽 (12/22: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) を検出

【福島県における検出状況】

- ・オオハクチョウ 1羽 (12/14: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) を検出

【茨城県における検出状況】

- ・コブハクチョウ 26羽 (12/13: 1羽回収, 12/14: 7羽回収, 12/15: 2羽回収, 12/16: 2羽回収, 1羽保護(死亡), 12/17: 3羽回収, 2羽保護(死亡), 12/18: 3羽回収, 12/20: 2羽回収, 12/21: 2羽回収, 12/22: 1羽回収)
- ・ユリカモメ 7羽 (12/15: 1羽保護(死亡), 12/18: 2羽回収, 12/20: 1羽回収, 12/22: 1羽回収, 12/24: 2羽回収)
- ・コクチョウ 4羽 (12/19: 2羽回収, 12/21: 2羽回収)
- ・カンムリカツブリ 2羽 (12/24: 1羽回収, 12/25: 1羽回収)
- ・ホシハジロ 1羽 (12/21: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス (H5N6亜型) を検出

【新潟県における検出状況】

- ・コハクチョウ 5羽 (12/10: 1羽保護(死亡),
12/13: 1羽保護(死亡), 12/14: 1羽回収,
12/16: 1羽回収, 12/19: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により, 高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6亜型) を検出

【愛知県における検出状況】

- ・シジュウカラガン (飼育下) 2羽 (12/14: 1羽回収,
12/17: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により, 高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6亜型) を検出

【長崎県における検出状況】

- ・ハヤブサ 1羽 (12/22: 1羽回収)
- ・検出状況: 確定検査により, 高病原性鳥インフルエンザウイルス
(H5N6亜型) を検出

これにより, 国内の野鳥等における確定検査陽性の確認件数は, 16道府県 153件

鳥インフルエンザに関する情報 (農林水産省HP)

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

このように, 本病の発生については, 国外や県外の野鳥及び家きん並びに県内の野鳥で報告されており, 県内養鶏農場への侵入リスクは極めて高い状況にあります。

さらに, 10月から来年5月末日までを「飼養衛生管理基準遵守強化期間」と設定しましたので, 農場における野生動物の侵入防止及びねずみの駆除対策, 農場出入口での消毒等の飼養衛生管理の徹底並びに特定症状の早期通報等の危機管理体制について, 再点検をよろしくお願ひ致します。

本病侵入防止対策

野鳥, ネズミ等の侵入防止対策, 消毒の徹底(車, 人)をはじめとした飼養衛生管理基準の遵守の徹底と, 特に下記事項について日頃から確認いただき, 小さな不備でも修繕・整備など早急に実施していただくよう, また, 異常を認めた際の早期発見早期通報の徹底についてもご指導いただくようお願いします。

記

- 1 鶏舎の穴をふさぐ (野生動物・ネズミ等の侵入防止)
- 2 防鳥ネットの補修 (隙間のないように)
- 3 飲み水対策 (水道水でない場合は消毒実施)
- 4 鶏舎専用の長靴, 衣服の着用 (鶏舎にウイルスを持ち込まない)
- 5 消毒の実施 (鶏舎毎の踏込消毒槽, 車両消毒, 手指の消毒, 鶏舎周囲への石灰の散布)